

○日出町最低制限価格制度実施要領

平成 22 年 10 月 19 日告示第 62 号

日出町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、日出町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び日出町契約事務規則（平成 26 年日出町規則第 15 号。以下「規則」という。）第 30 条の規定する最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象)

第 2 条 最低制限価格制度の対象は、競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、町長が最低制限価格制度を採用する必要があると特に認めるものについては、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 契約担当者（規則第 2 条第 1 号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次項に規定する方法で得た額により最低制限価格を設定するものとする。

2 次に掲げる額の合算額に、その額の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税に相当する額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額を加算した額を設計額で除して得た割合（以下「制限割合」という。）を予定価格に乗じる。ただし、当該制限割合が、10 分の 9.2 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要と認めるときは、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当者が定める割合を制限割合として乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の公表)

第 4 条 最低制限価格の公表は、公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成 20 年日出町告示第 36 号）の規定の例により行うものとする。

(予定価格調書への記載)

第 5 条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書（規則第 28 条第 1 項の予定価格調書をいう。）に第 3 条で定めた制限割合及び最低制限価格を記載しなければならない。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、最低制限価格を設定した競争入札が行われた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

(入札参加者への周知)

第7条 契約担当者は、最低制限価格制度を採用した対象工事の競争入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていることを当該競争入札の告示書又は通知書に次に掲げる事項を明記し、周知しなければならない。

(1) 最低制限価格を定めていること。

(2) 最低制限価格を下回った応札は、失格とすること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月20日から施行し、同日以後に告示し、又は通知する競争入札について適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第30号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月19日告示第57号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日告示第6号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第20号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日告示第68号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に公告又は指名通知を行った工事に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月20日告示第56号)

この告示は、令和4年5月1日から施行する。